

第 45 回 発達障害検討委員会 次第

【日時】平成 30 年 11 月 1 日（木）午前 10 時～12 時

【場所】市庁舎 3 階 306 会議室

1 開会

- (1) こども福祉保健部長あいさつ
- (2) 委員・事務局の紹介
- (3) 委員長・職務代理者の選出

2 議題

- (1) 今年度の発達障害検討委員会の検討内容について
- (2) ディスカッション

3 その他

平成 30 年 11 月 1 日
横浜市発達障害検討委員会

平成 30 年度発達障害検討委員会の検討内容について

軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への支援について、現在の横浜市の施策の現状と課題を把握し、今後の中長期的な施策展開の方向性を議論します。

1 現状認識

本市の発達障害児・者支援については、発達障害者支援法施行と同時期の平成 17 年度から発達障害検討委員会（以下「委員会」）を設置し、支援体制の整備に取り組んできたところです。ライフステージに応じた議論を行うために、乳幼児期・学齢期・学齢後期・青年期ごとや、各期のつなぎについて議論・検討を行ってきました。

委員会での議論を踏まえ、学齢後期の相談支援機関（くらす）の設置、生活アセスメント付き住宅での一人暮らし支援、地域支援マネージャー等、多くの事業が施策としてスタートしました。

一方で、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者の相談は激増しており、従来の障害福祉施策では十分に対応できていない現状となっています。

2 今年度の発達障害支援検討委員会について

現状認識を踏まえ、発達障害とくに軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない児・者について、あらためてライフステージ全般に関する施策のあり方を総合的に検討する必要があると考えています。そこで、30 年度・31 年度の委員会の検討事項を次の留意点によって議論することとします。

(1) 対象者

軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的に遅れを伴わない「発達障害児」「発達障害者」の当事者に加え、「家族」「支援者（各種事業所職員・教員等）」「（発達障害児・者を受け入れる）社会」であること。

(2) 内容

ア 就学前から成人期までの、ライフステージ全般に関する、基本的な方向性を示すものであること。それぞれの支援の時期におけるポイントと切れ目のない支援を踏まえること。

イ 支援の主体としての、公・民の役割分担や、共助の考え方について示すものであること。

ウ とくに重要で緊急性を要するものを示し、具体的な改善策を議論するとともに中長期的な課題についても言及すること。

3 検討スケジュール案

第 45 回（11 月） 現状認識の共有と課題抽出

第 46 回（12 月） 施策展開の方向性検討

第 47 回（31 年 3 月）市障害者施策推進協議会、市児童福祉審議会へ検討状況報告

第 48 回以降

（31 年度） 課題に応じたプロジェクト設置の上、具体施策検討

（32 年度） 第 4 期障害者プラン、第 2 期子ども子育て支援計画に反映

平成 30 年 11 月 1 日
横浜市発達障害検討委員会

ディスカッションの進め方について

1 趣旨

近年の「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の大幅な増加に対し、従来の障害福祉施策の中では十分に対応できていない現状となっている。今後、あらためてライフステージ全般に関する施策のあり方を総合的に検討する必要がある。

そこで、施策のあり方を検討するにあたっての基盤となる課題認識の共有を目的とし、ディスカッションを進める。



2 ディスカッションの留意点について

(1) テーマ

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」が、地域で自立した生活を送るための課題、及び必要な支援について

(2) 視点

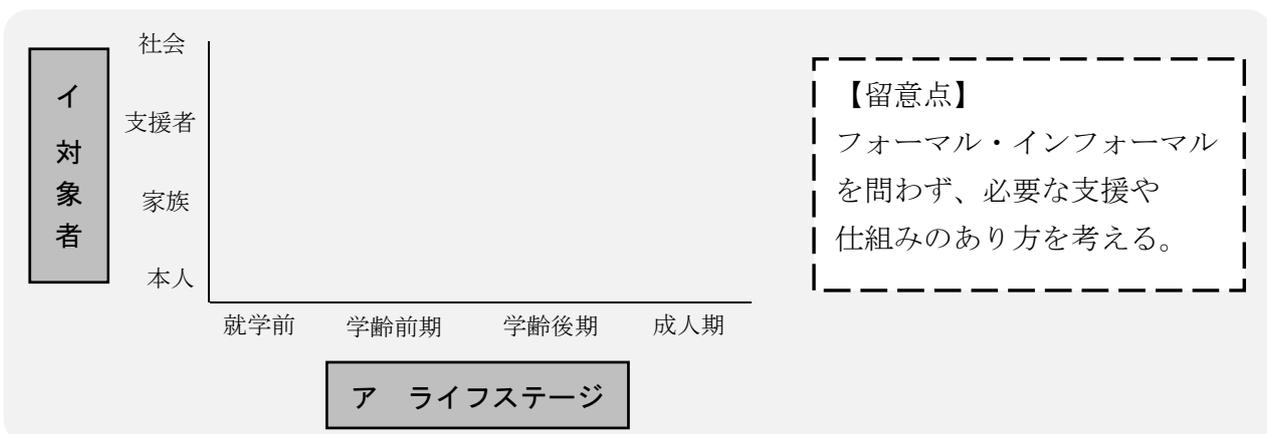
次の2つの視点（ア・イ）に基づき、検討を行う。

ア ライフステージ

【就学前】【学齢前期】【学齢後期】【成人期】の、ライフステージごとの課題

イ 対象者

【本人】【家族】【支援者（各種事業所職員・教員等）】【（発達障害児・者を受け入れる）社会】の、対象者ごとの課題



3 進め方（計 80 分）

(1) 意見交換【75 分】

- ・ 各委員が、意見を発表。
- ・ 事務局が、出された意見を付箋にまとめ、全体で共有。

(2) まとめ【5 分】

次回に向けての課題を確認する。

別紙 1

対象者

社会				
支援者				
家族				
本人				

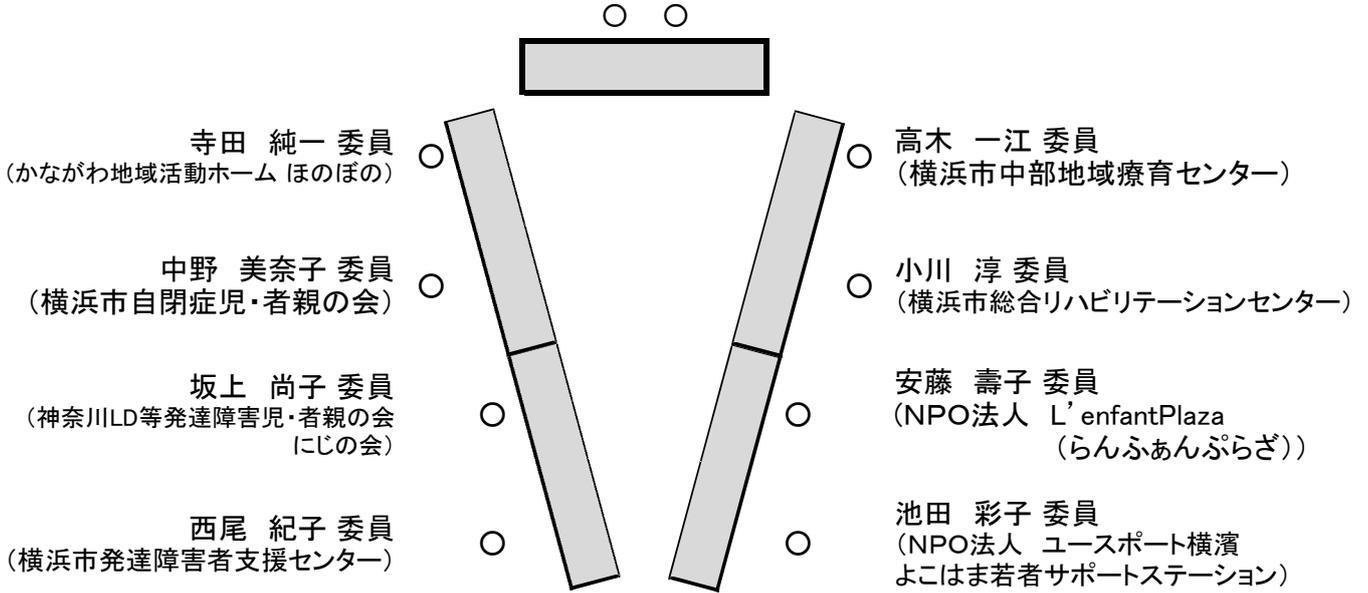
0歳	就学前	学齢前期 6歳(小学校入学)	学齢後期 12歳(中学校入学)	成人期 18歳(高校卒業)	25歳	40歳	60歳～
----	-----	-------------------	--------------------	------------------	-----	-----	------

ライフ
ステージ

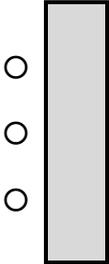
第45回 横浜市発達障害検討委員会 座席表

平田 幸宏 委員 渡部 匡隆 委員

(東洋英和女学院大学人間科学部) (横浜国立大学 大学院教育学研究科高度教職実践専攻)



傍聴席



事務局

- 特別支援相談教育長
- 障害支援課長
- 障害福祉課長
- 障害企画課長
- こども福祉保健部長
- 障害福祉保健課長

司会

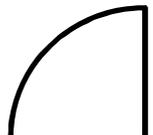
- 障害施策企画推進担当係長

事務局

- 特別支援教育課長
- 幼・連携・保・担・小課長
- 青少年相談所長
- 障害福祉担当係課長
- 特別支援担当教育係課長
- 特別支援担当教育係課長

事務局

- 特別支援担当相談係課長
- 特別支援指導教育主事
- 企画調整課長
- 子育て支援課長
- 障害福祉担当係課長



平成 30 年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学教授 大学院教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	医療従事者	高木 一江	横浜市中心部地域療育センター
4	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	寺田 純一	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	安藤 壽子	NPO法人 L' enfantPlaza (らんふあんぷらざ)
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	西尾 紀子	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	NPO法人 ユースポート横濱 よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	横浜市自閉症児・者親の会

平成30年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

	局名	補職名	氏名	
事務局	健康福祉局	障害福祉部長	本吉 究	
		企画課長	平木 浩司	
		障害企画課長	佐渡 美佐子	
		障害福祉課長	佐藤 祐子	
		障害支援課長	上條 浩	
		精神保健福祉推進担当課長	榎本 良平	
	こども青少年局	こども福祉保健部長	細野 博嗣	
		企画調整課長	福嶋 誠也	
		障害児福祉保健課長	遠藤 文哉	
		青少年相談センター所長	内田 太郎	
		放課後児童育成課長	茨 志麻	
		子育て支援課長	永井 由香	
		保育・教育運営課長	武居 秀顕	
教育委員会事務局	幼・保・小連携担当課長	金子 正人		
	特別支援教育課長	須山 次郎		
		特別支援教育相談課長	青木 正章	
事務担当	健康福祉局	企画課企画担当係長	江原 顕	
		障害企画課企画調整係長	中村 剛志	
		障害企画課施策推進担当係長	米澤 宏彰	
		障害企画課精神保健福祉係長	中村 秀夫	
		障害企画課就労支援係長	奈良 茜	
		障害福祉課生活支援係長	石川 裕	
		障害福祉課地域活動支援係長	吉原 祥子	
		障害支援課在宅支援係長	黒米 健一	
		障害支援課事業支援係長	品田 和紀	
		障害者更生相談所相談係長	市原 剛	
		こころの健康相談センター相談援助係長	新海 隆生	
		こども青少年局	企画調整課企画調整係長	三堀 浩平
			障害児福祉保健課担当係長	酒井 拓水
	障害児福祉保健課担当係長		土屋 友美	
	教育委員会事務局	特別支援教育課担当係長	永井 俊雄	
		特別支援教育課担当係長	菊地 弘美	
		特別支援教育相談課担当係長	野池 和美	

横浜市発達障害検討委員会運営要綱

制 定 平成 17 年 8 月 10 日 福障福第 440 号（局長決裁）
最近改正 平成 29 年 3 月 23 日 健障企第 3172 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 発達障害者支援法（平成 16 年 12 月 10 日法律第 167 号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図るため、横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条に定める横浜市障害者施策推進協議会の部会として設置する横浜市発達障害検討委員会（以下「委員会」という。）を運営するにあたり必要な事項を定める。

2 本委員会は、法第 19 条の 2 に規定する発達障害者支援地域協議会として位置づける。

（検討事項）

第 2 条 委員会で検討する事項は次のとおりとする。

- (1) 発達障害児・者の実態把握について
- (2) 支援計画の作成について
- (3) 今後の支援体制について
- (4) 発達障害の理解促進の実施について
- (5) その他必要となる事項について

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから局長が任命する。

- (1) 発達障害者やその家族
- (2) 学識経験者その他関係者
- (3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う者

（委員の任期）

第 3 条の 2 委員の任期は、2 年までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の意見聴取)

第6条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(懇談会)

第7条 委員会は、特に必要があると認められる時には、会議に、発達障害に関する専門事項について助言を求めため、懇談会を設置することができる。

2 懇談会の委員は、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の中から就任を依頼する。

3 懇談会は、必要に応じて、委員長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の招集は、局長が行なう。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。